

## 令和3年7月及び8月の大雨・台風災害に伴う農地・農業用施設災害復旧事業に係る受益者分担金の免除について

令和3年7月及び8月の大雨・台風により、市北部地域及び南部地域を中心に市内全域で災害が発生しました。農業関係では、農地畦畔の崩落や土砂・立竹木の流入、頭首工・用水路の損壊などが起き、被災件数が多大で、かつ被害額も大きく、その復旧には多額の費用と相当の期間を要する見込みです。

被災箇所が狭い範囲に集中した地域があり、一農家が複数の被害を受けている事例や、市内全域で被害額が大きい農地・農業用施設が多数あります。このような場合、災害復旧事業の受益者分担金の負担が、農家の農業経営をひっ迫させることになり、今後、営農意欲の減退、耕作放棄地の増大を招く恐れがあります。

このことから、農地を保全し、農家の営農意欲を喚起することで、地域農業の維持・振興を図るため、この度の災害復旧事業に係る受益者分担金は免除することとします。

### ○事業費（被害額）と受益者分担金（免除する額）

（単位：千円）

項 目		農 地	農 業 用 施 設	合 計
国庫補助による 災害復旧事業	事業費（被害額）	418,200	254,200	672,400
	分担金（免除額）	16,728	5,084	21,812
市単独（起債対象とする）災害 復旧事業	事業費（被害額）	30,110	42,540	72,650
	分担金（免除額）	1,204	850	2,054
合 計	事業費（被害額）	448,310	296,740	745,050
	分担金（免除額）	17,932	5,934	23,866

### 〈参考〉

○出雲市農林業関係事業分担金徴収条例（平成17年出雲市条例第207号） ※抜粋  
 （分担金の減免）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。